

京都市告示第384号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、供用時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年10月21日

京都市長 門川 大作

令和2年12月20日（日）は、午前9時から午後9時まで開所する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)